



りそな銀行アジアニュース

2020年4月15日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「中国の外貨管理制度変更について」

中国国家外貨管理局は2020年4月14日、「外貨管理を効率化し、海外事業の発展をサポートするための通知」(匯発[2020]8号)を発表しました。本通知により、外為業務の管理や手続が簡略化され、企業の負担軽減が期待されます。

	内容
1.	外貨(資本項目)の支払時エビデンス提出緩和 条件に合致する(※①)企業は、資本金、外債及び海外上場等資本項目により得た外貨を、中国国内の支払に使用する際、銀行へのエビデンス提出が不要となる。
2.	送金済外貨の組戻し(キャンセル)手続緩和 A類企業(※②)は、送金済外貨の組戻し(5万米ドル相当額以下)について、事前の外貨管理局での登記手続が不要となり、直接金融機関に依頼することが可能になる。
3.	保証債務抹消登記の手続き緩和(※6月1日より施行) 条件に合致する(※①)企業は、関連会社等による海外での借入に対する債務保証につき、当該借入の完済後の保証債務の抹消登記において、外貨管理局の手続きが不要となる。
4.	外貨借入に関する返済資金条件の緩和 海外輸出先から予定通り外貨を受け取れず、且つそれ以外の外貨資金がない企業に対し、人民元から外貨へ両替して返済することが可能になる(銀行判断)。
5.	電子エビデンスによる書類審査の適用対象企業拡大 銀行は貨物貿易の外貨入出金について、すべての企業に対して電子エビデンスで審査することが可能になる。(従来はA類(※②)且つ設立して2年以上経過した企業のみが適用)
6.	クロスボーダーEC企業に対する銀行決済の効率化 銀行は、条件に合致する(※①)クロスボーダーEC企業に対し、仕入・販売等取引の電子データに基づいて直接外貨の両替及び受取・支払サービスを提供できる。
7.	銀行内の業務審査手続きを緩和 銀行は、経常項目の外貨入出金を審査する際、エビデンスの原本に外貨金額、日付及び業務印を注記することが必要かどうかについて、自主的に判断することができる。
8.	中小企業への支援拡充をサポート 外貨管理局は銀行に対し同局データベース上の公開情報を活用し、事業の見通しが良好な中小企業に、外貨借入の返済期日延期、手続きの簡素化などの金融サービスを提供することを推奨する。

※①：実務上、窓口相談が必要。(条件については現状非公開。取引銀行へ事前相談推奨。)

※②：「中国税関企業信用管理分類弁法」の基準に基づいて認定される企業分類(各企業の信用度合いを反映)。

→AA、A類：認証企業、B類：一般信用、C、D類：信用喪失企業

照会先：国際事業部 (東京)電話 03-6704-3791
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載